

## 【輸入通関】-法規制：食品衛生法 FedExでの取り扱い

販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から都度厚生労働大臣に届け出（以下食品届けという）を出すこととされています。

食品届けが必要な貨物はおお客様ご自身で必要書類を準備いただき、その申請及び食品見本持ち出し作業を弊社へご依頼(有料)いただくこととなります。

また個人用、試験研究用及び社内検討用の食品等（販売、又は他者に対する授与する場合は除く。）で重量が**10kg**以下の場合は原則として食品届けの対象外となります。

それぞれの注意事項については下記をご参照ください。

### 【食品届けが必要な場合（販売・営業用等）】

- 必要書類については事前に関係省庁にご確認頂きご準備頂けますようお願いいたします。
- 弊社での対応が可能な品目かどうかは事前に弊社へご確認ください。
- 弊社以外での申請をご希望される場合には、対応の可否についてあらかじめ弊社へお問い合わせください。
- 食品届けの必要な貨物については、貨物到着の一営業日前までに弊社へ申請希望である事をご連絡下さい。（運送状番号が必要となります）

### 【食品届けが不要な場合（個人用・試験研究用等）】

- コマーシャル・インボイスへ用途を明記して頂くようお願い致します。
- 10kgを超える場合やその他何らかの理由で個人用又は試験研究用と認められるかどうか不明な場合には、予め関係省庁にご照会ください。
- 食品届けを要しない旨の証明を求められた場合には、様式第 3 号（確認願）を提出して頂く場合もございます。

### 【項目と料金】

食品届けの申請：12,000円/1申請

食品見本持ち出し：5,000円 / 1AWB

分析検査料：分析機関等第三者機関による処理等に要した実費

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

税関ホームページ： 食品衛生法に基づく輸入規制の税関における確認内容

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1802\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1802_jr.htm)

食品衛生法に基づく輸入手続き(厚生労働省のHP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>

JETRO（日本貿易振興機構）ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/>

MIPRO（般財団法人 対日貿易投資交流促進協会）ホームページ

<https://www.mipro.or.jp/>

様式第三号（確認願）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500->

[Shokuhinanzendu/0000156213.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000156213.pdf)